

○岩佐委員長 曰程1、陳情審査に入ります。

継続審査中の旧永田町小学校校舎に係る陳情、送付7-31、32及び7-38から40の5件の陳情について、関連するため、一括して審査することでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、なお、繰り返しのご案内となりますが、陳情者からのご希望により、送付7-32の参考資料につきましては、委員、理事者限りの資料、また、送付7-39、40は委員、理事者のみ陳情者の氏名、住所を公開しておりますので、取扱いにはご注意ください。

なお、昨日、送付7-32に追加署名の提出がございました。委員、理事者の陳情書資料にはそれを反映し、変更是ございませんが、傍聴者の資料は、印刷の関係で反映されておりませんけれども、その旨、ご了承をお願いいたします。

それでは、前回の委員会で正副委員長で陳情者から話を聞くように確認されたため、12月18日、昨日ですね、正副委員長で陳情者の話を聞いてまいりました。その概要、陳情者からの資料は、委員の皆様に事前に配付しておりますので、ご確認ください。その上で、本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いいいたします。

○小林財産管理担当課長 区の考え方に関しましては、これまでの陳情審査等でお示ししておりますので、新たな情報提供はございません。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、昨日の概要も多分読まれていたと思いますので、そこも含めまして、執行機関に確認したい事項はございますか。

○永田委員 陳情者との懇談の中で、私の質疑が一部引用されているようで、その中で、貸会議室、貸ホール等の用途変更は非常に難しいという、それはどうなのかということ、もう一点、コンクリートの圧縮強度の見解の相違のようなものがあったと思うんです。その点について、改めて説明をお願いします。

○佐藤施設経営課長 前回のときにご説明させていただいて、ちょっと足りなかったようで、申し訳ございませんです。

今の旧永田町小学校でございますけれども、用途としますと、小学校の用途になっているというところでございます。続けて使う場合については、耐震の診断を再度行い、耐震設計を行って、使える状態にして、小学校として使う。ただ、小学校以外の違う用途の場合になったときに、用途変更の手續が必要になってくるというところがございます。その際に、例えば、用途によって、床の耐荷重とかも定められているところもございますので、そういうしたものも、学校よりも重い場合もありますので、そういうものが必要になってくるといったところでございます。

コンクリート強度の部分でございますけれども、旧永田町小学校につきましては、設計の強度が、すみません、今、国際単位でS1単位系で、単位がちょっと変わっていて、分かりづらいところがあって、ニュートンという言い方をするんですけども、分かりやすいように、同じ基準の何キログラムといったところでお話しさせていただきます。今的小学校については、設計基準強度が135キロというふうになっているというところがございます。この前申し上げましたのが、今の基準の標準の基準として、240キロといったところがございます。そこでの違いがありますので、そこに対しての補強が必要になってく

る。ただ、一方で、平成9年度に行いました旧永田町小学校の耐震診断がございます。その際に、コンクリートのテストピースを取りまして、実際にコンクリートを潰して、強度のほうを確認しているというところがございます。その中では、設計基準強度自体が135キロなんですけれども、それを上回っているような形で、250キロ、二百何キロとかというような数字が出ている。場所によっては、300キロ出ているところもございますけれども、一部、170キロと、そういう部分もございます。ただ、その部分については、仮に使うということであれば、例えば、床の部分を補強するとか、その下に鉄骨のはりを入れて補強をするとか、つまり、基準をクリアする形での補強が必要になってくると。

ですから、以前、金額のほうを申し上げました部分ですけれども、あれは、この床の部分、旧九段中学校の耐震改修のときの価格を参考として、一つの目安として金額を示した部分ございますけれども、あそこについては、窓とかの開口部分に鉄骨のプレース、いわゆる突っ張り棒ですね、それを入れて補強したというような形での金額ですので、床等の部分とか、また、ほかの部分、はりとか、その部分が出てくるんであれば、また金額が高くなってくるという部分はございますけれども、強度、あるいは用途変更の手続については、そういうような状況になっています。次の用途が、何か使う用途が違う用途、小学校以外の用途であれば、計画通知の手続が必要になってまいりますので、今の法を踏まえた形での強度が必要になってくるので、用途によっては、さらに補強が必要になってくるという部分がございます。

○永田委員 コンクリートの圧縮強度については、約30年前に一度検査して、そのときと基準そのものは変わっていないのかどうかということと、あと、15年ほど前に東日本大震災があったときの状況とか、その後、少し、そういう学校の基準というんですかね、強度の耐震の基準が変わっていて、さらに難しくなっているとか、そこら辺の新しい情報のようなものがありましたら、教えてください。

○佐藤施設経営課長 まず、コンクリート強度、約30年ほど前に実際に潰して確認をしたといったところでございますけども、これは、実際的には、直近のものをまたちょっとテストピースを採集して、潰してみないと分からないんですけども、一般的なお話としまして、コンクリート自体、実際に鉄筋コンクリート、最近のものというと、歴史的には150年程度の歴史観、歴史しかないというところがあって、あまり強度が落ちるということはないです。ですから、平成9年度に調査した部分の強度を下回るということは、ちょっと考えづらいかなといったところがございます。

ただ、一方で、この調査の中でもあるんですけれども、中性化という問題がございます。これは、コンクリート自体は強アルカリ性で、その中に鉄筋が入っていると。中性化といいますのは、それがだんだん中性、酸性に変わってくると。で、それが変わってくると、どういう問題かといいますと、鉄筋がさびやすくなってしまうと。鉄筋がさびると、鉄筋自体の体積が膨張しますので、コンクリートを、爆裂という言い方をしますけども、剥がれてきて、中のさびた鉄筋が見えてくると、そういう部分がございます。中性化の部分については、調査の中でそんなに悪いような状況ではないといったところと、あと、建物が建ってからの経年によって、およその中性化、表面から何センチ、何ミリ、中性化が進んでいるかという調査の計算式もございますので、そういうところで確認できるところ

かなというふうに思っております。

それと、東日本大震災の後、すぐちょっと施設経営課の担当のほうで、あちこち、この永田町小学校もそうなんんですけど、確認して回ったと。で、構造的に大きな影響はなかつたというのは、確認されているというところでございます。

それと、耐震の基準等なんですけれども、東日本大震災、あれ、ごめんなさい、2000年ぐらいだったんで、東日本大震災以降のものについては、まだ変更等は出ていないというところがございます。

1点、平成7年になりますけれども、阪神・淡路の大震災がありまして、あのときに建物に大きな被害が出たといったところで、その後、耐震の部分の基準が変わってきているというところがございます。ただ、それにつきましては、鉄筋コンクリート造というよりも、木造の接合部分に金物を入れなさいとか、どちらかといいますと、木造の建物に対する基準が変わったというところでございますので、大きなところでのコンクリートの学校の基準が変わっているというところは、特にはないというところでございます。

あと、それ今、躯体の部分なんですけれども、大空間、大きな空間の天井が高い部分の天井材が落っこちてきたというのが東日本のときにありましたので、その部分での耐震天井とか、そういった部分の、内装的な部分になりますけど、そういった部分の基準が変わっている、より厳しくなってきているという部分はございます。

○永田委員 はい。結構です。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質疑はございますか。

○のざわ委員 陳情の方々が、この2025年12月18日、企画総務委員会正副委員長との懇談メモ、まさにちょっと永田委員と重複するかもしれません、この中で、耐震診断資料の参照、日大、宮里教授の意見参考とあります、これがこここの陳情の方からの提出の3—ごめんなさい、2でございます。すみません。ありがとうございます。2の2ページ目ですか。（「3」と呼ぶ者あり）3ページですか。どうもありがとうございます。令和7年10月11日のところで、1、診断結果の概要、コンクリートの強度・中性化はいずれもAランクで、健全というところなのでしょうか。そこで、施設課長は、耐震診断を見ていない可能性がある、見ていたとしたら虚偽答弁になるという、陳情の方がご質問を持っていらっしゃるんですが、それに関しては、もう一度、ご確認をさせていただきたくて、いかがでしょうか。

○佐藤施設経営課長 今、永田委員からもご質問ございましたときに、その資料を見ながらご説明させていただいたところでございますけれども、旧永田町小学校耐震診断評定書というものがございまして、そこ自体はよく私も持っていますし、承知している、見ていくというところでございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

もう一つ、懇談会メモの中で、私は、この永田町小学校は、文化財ではないというふうなお話で進行しているというふうに理解しているんですが、このメモの中で、例えば、兵庫県西脇市西脇小学校ですとか、千葉県の野田市中央小学校等々、文化財になり得るケースもあるというお話があるんですが、この永田町小学校について、文化財という観点から、もう一度、確認をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 前回もご答弁いたしましたけれども、現在、現に文化財に指定されているような建物ではございませんし、ご指摘の文化財の指定の手続に当たっては、所有者、今回は区の同意が必要となると聞いておりますので、区としては、解体を進めようとしている建物について、文化財に関する一切の手続を行う予定はありませんし、たとえ打診があったとしても、同意や承諾をする予定もございません。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、皆さん、質疑ございますか。

○はやお副委員長 私は、ちょっと正副いろいろご意見いただいて、まず一番驚いたのは、これは、ちょっと質疑には関係ないんですけど、心情的なところについて驚いたというのがありました。そこはちょっとご紹介だけなんですけれども、当時、永田町小学校は使わないということになったときに、その当時3年生だった方のお話で、結局は耐震性に問題があるからということで、麹町小学校と番町にみんなが振り分けられて、我々は、私たちはばらばらになったんだという話があったんですね。そしたら、その方は、麹町小学校に行ったらば、今の麹町小学校ではないですけれども、麹町小学校が永田小より耐震性が悪かった。私は、今、ばらばらにされたということに関して、今でも公適配、公共施設適正配置に関しては、非常にいろいろな複雑な思いがあるというところを言われたんですね。

だから、今回、私が思っているのは、それだからとか、心情に行動しろということではないけど、だからこそ、丁寧に我々議会はやらなくちゃいけないというところは思っています。それはすごく驚いたことです。もう、ある程度、公適配のことについては収束している、ある程度理解された。で、時代が解消されたと思ったんですけども、口々に3名の卒業生の方々からそのような話を受けたときに、驚きました。だからこそ、きっと丁寧にやらなくてはいけないと思っています。

先ほど、るる耐震性のことについても出てきました。ここのところで、耐震性のところについての話で確認したいことは、もう一度確認ですよ、平成9年度について、強度は下がることはない。これは間違いないかということと、今、東日本大震災においては、非常に搖れが大きかったということで、先ほどの内装的基準というところで、天井が落ちてしまうことがあるんですけど、この問題については、今、永田町小学校について、課題とか、補強だとか、そういうことについては、今、どのような状況になっているのか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 大空間の天井のほうでございますけれども、初めに、この小学校の体育館につきましては、いわゆる、屋根が直接で、鉄骨で組んでいるというところで、天井材はないというところでございます。

○はやお副委員長 天井材がない。天井の問題はないということですか。

○佐藤施設経営課長 大空間の天井に対する問題、今の建物の状況からする——状況というか、状態で、大空間の天井自体がありませんので、そこで問題はないというところでございます。

○岩佐委員長 取りあえず、問題はない。

○はやお副委員長 ちょっと私の聞き方がまずかったんだと思います。当初のところにつ

いては、耐震性の問題も若干あるように説明を今まで受けてきたように私は感じていたんですね。その中で、今、先ほど言いましたように、コンクリート強度については、平成9年で強度を確認したときには、下がることはないということで、問題はないということです。今も、天井についても問題がない。それで、あと、もう一度はっきり言っていただきたいのは、確かに私も小さなビルをやっていますから、コンクリートのところの中性化、つまり、酸性化することによって、先ほど鉄筋の爆裂等々があると言っていますけども、現状、もう一度、そのところについては、どういう状況なのか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 コンクリートにつきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、強度自体が落ちるというのは一般的には考えにくいかなといったところでございますので、平成9年の調査のときのコンクリート強度、それは信用できるかなというようなところの認識でございます。

それと、中性化につきましても、そのとおりでございます。建物のほうですけれども、全てを詳細にちょっと確認しているわけではないので、クラック、ひび割れですとか、小さな爆裂とか、そういうものというところまでは、申し訳ございません、ちょっと承知していないところでございますが、大きなものはないというところの認識ではございます。

○はやお副委員長 つまり、そのところについては、耐震性といいながらも、補強はある程度しなくちゃいけないことが出てくるでしょう、詳細に調べてくれれば。でも、今、概括的には、そんな大きな問題がないというふうに、今の答弁からすると、私は受け止めます。それで、そこが一つの大きなファクターだったということなんですよ。

それと、あと、もう一つは、確認すると、ちょっと私も勉強不足だったんですけど、そのお聞きしたときに、結局は崩壊のおそれがあるということで、診断をしたと。それが平成9年で。で、10年で出てきたところで、平成12年で、結局は耐震補強を3億円でやっているというふうに説明を受けているんですけど、この辺のところはあるのかどうか。補強しているということになると、いや、3億円かけて改修し、その後、他校、つまり、たしか大妻だったか何とか幾つかのところに貸しているんで、そりゃそうでしょう。もし、耐震診断をしたら、補強がもし足りなければ、人に貸すところのときに、当然のごとく、費用も頂くことですから、ここは説明を受けたんですよ。えっ、3億もかけてやっていたの。だから、そこはあったのかどうかだけお答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 すみません。金額については、ちょっと手元に資料がなくて、申し訳ございませんけれども、旧永田町小学校の建て替えの際に……

○はやお副委員長 えっ。建て替えというか、麹町……

○岩佐委員長 麹町。

○佐藤施設経営課長 すみません。失礼しました。旧麹町小学校を今の建物に建て替えをするときに、仮校舎として使用したと。それが、すみません、平成何年だったかって、ちょっと手元にないんですけども、その際に、内部の改修工事を行ったというところの記憶はございますけれども、細かい数字は、すみません。あと、その際に、どこまでというのはちょっと分からんんですけど、仮校舎として使用する際に、改修工事を行ったというところはございます。

○はやお副委員長 ジャあ、そこは、重要なんですよ。というのは、今後、耐震性につい

て、どういうふうに補強したのか、当然のごとく、安全性がないものを貸すことは考えられませんから、改修工事したということであれば、改修工事だということを、そこは確認してください。何かといったら、これ、方針としては、解体する予算を当初で入れていくということだったら、ここは明らかにしておいていただかないと、その当初を編成するに当たって、我々としても何をチェックしていたんだという話になりますから、そこは明らかにしていただきたい。

それと、あと、もう一つは文化財、文化財の件です。文化財の件については、結局こういうふうに言われちゃったんですね。関東大震災の復興小学校の最初と最後。だから、最初のところというのが、僕はちょっとさらっと読んだだけで、九段小学校のことだったんだろうと思いますね。それで、最後が、結局はこの永田小だというふうに説明を受けたんです。だから、それが事実かどうかも、資料は頂いて、見ました。だけども、そこについての確認を、やっぱり執行機関としても検証していただかないといけないと思っているんです。そこに文化財としての価値があるというふうな説明なんですね。だから、我々としては、何かといったら、ないという証明をするならしなくちゃいけないんですよ。

で、ここで、何が問題かといったら、今まで、私は、国指定の文化財ということについては、もうなかったから、ないんでいいんだなと。僕、ちょっと詳しくなかったからね。で、都もないと。それが指定されていないんだから、ないんだね。あと、あるとしたら、千代田区のことをやるから、千代田区については、その指定というのは、自分たちの方針があるから、それを、何というんですかね、所持している権利者としてはやらないよ。じゃあ、そのとおりだなと。でも、その説明からすると、そういう価値があるということについて、先ほどののざわ委員のほうからもあったように、後からも国指定がある。じゃあ、どうやって改築しているのに国指定が出てくるのかという話。何ですかと聞いたらば、いや、例えば、建築学会からの文化財として国指定ということもあり得るというわけですよ。そしたら、壊すということを決めてから、また同じようなことの始末だったら、非常に、我々としては、執行機関の文化財に対する検討というのはどうだったのかって、確認をせざるを得ないわけですよ。だから、そこはどうなのか。

ここは、文化財のほうのことになるからね。地域のほうなのかどうなのか、答えられないなら答えられないということを明確にしていかないと、この陳情を返せないわけですよ。答えていただきたい。

○武笠文化財担当課長 文化財につきましては、指定と登録という2種類、制度上ございます。有形文化財については、国の場合、重要文化財として指定するか、登録有形文化財として登録するか、どちらかになるということになりますけれども、どちらにいたしましても、どこかからの提案であったりがあったとしても、所有者の同意というものは必要になってくるものでございます。手続の中で、所有者の同意が必ず取られ、地元自治体の意見というのも聞かれるところでございますので、所有者の同意なしに指定または登録されるということはございません。

○はやお副委員長 そこなんですね。だから、結局は、もう私には分からないんですよ。文化財としての価値があるとか、ないとかということは。それは、やっぱり専門家が判断すること。で、それで、国指定のところについては、今言ったように、指定なんですよ。つまり、そのところの申請があったときに、我々千代田区のほうが、これについては、こ

う使うから駄目ですよ、それは言えますよ。民間だったら言えますよ。だけど、「教育と文化のまち千代田」という標榜をしている、我々千代田区として、その判断ができるのかということなんですよ。でも、しなくちゃいけないんだったら、しなくちゃいけないという覚悟をしてもらわないといけないんですよ。それは、全局的にどういうふうに話されたのかということを明確にしなくちゃいけない。だって、何かといったら、そういうふうに言って、陳情が出ちゃっているんですから。だから、検討したんですか。いや、我々が突っぱねますよ。それなら、それでいいんですよ。だけども、ここが、何度も言っているように、行政というのは、やはり時間がかかることなんですよ。効率的に、それも生産性を高めてやるという民間の発想じゃないんですよ。それだけじゃないんですよ。となったときに、どういうふうに悩んだのかということなんですよ、行政が。

そこをお答えいただきたい。

○夏目財産管理担当部長 今、文化財等価値の話から区の覚悟というところでお話しいただきました。これまで申し上げてきましたけども、千代田区は、まとまった土地が得難いという、そういう地域特性があります。ですので、何度も申し上げていますが、持てる区有財産を最大限活用しなきゃいけない。で、今後の行政需要に応えていく必要があるというふうに考えています。その観点からいうと、旧永田町小学校の跡地というのは、貴重な区有財産です。これを十分に活用していかなきゃいけないという、これが区の基本的な考え方です。

現校舎に文化的な価値、歴史的な価値があるという意見も承知しておりますし、やはり見方によって、そういう価値もあるのかもしれません。ただ、我々として、校舎全体あるいはその一部を残すことで、将来にわたって、土地の利用に制約が課されると、今後の行政需要の解決に支障を及ぼすことになる、そういうことを考えてきたわけです。ですので、今後の行政需要の解決のための利用価値と現在の価値というのを比較考量した上で、区内では、土地の最大限の有効活用をしていくというふうなことで、解体を決定したということでございます。

○はやお副委員長 だから、先ほど、民間の生産性と効率性の視点はそうだと思います。私も、もし民間の経営者の立場だったら、そうしますよ。何かといったら、結局は、今までずっと低未利用地という言葉の中で、そのままに置いておいたわけですよ。だから、そのところは、有効活用しなくちゃいけない。それもよく分かる。それでいながら、こういうところの話が来たところで、当然のごとく、ここのところについては、国指定ということがあり得るのか、あり得ないのかということについては、ないというふうに判断したということなら、そこを明言してもらいたい、そこを。そうすれば、そのことについて、文化財としての指定価値はないという判断をするということだから。でも、もし、そこが出てきたときについては、執行機関のほうと、我々としては、そこは指摘したことになりますからね。そこをお答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 先ほど文化財の担当課長のほうからもご説明したように、法律上、文化財保護法上は、事前同意は必要とされていないもの、実務的には、文化財保護の実効性の担保の観点から、所有者の同意を得て手続を定めるというふうにも聞いております。こういった観点からも、これまで申し上げているように、区として解体を進めようとしている建物について、文化財の申請も同意する予定もございませんということは、先ほ

ご答弁したとおりですので、この建物が文化財になることはないというふうに認識しているところでございます。

○はやお副委員長 こここのところについては、今、そのところの答弁を踏まえて、あと、もう一つ、結局、もう結論が出ちゃっているんですよ。というのは、そのときに初めて驚いたんですけども、区長に要望を出していたと。それで要望を出して、結論を返してくれということで返したそうですけど、そこはどういうふうにお返ししたのか、お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 区長への要望に関しましては、今回の陳情で申し上げていますように、区としては非常に得難い本区の特性を踏まえて、限りある区有地に関しては、最大限有効活用していきたいと、そういう趣旨でご回答しているところでございます。

○はやお副委員長 留保財産ということでしょう。だから、そういうところからしたときに、結論が出ているんですよ。結論を返しちゃっているんですよ。だから、そのところで、ということでいいのかどうか、もう一度、そのところ。留保財産は、ベースになっているでしょう。だけど、そのところについては、どういうふうに、行政のほうとしては、直接お会いしたらしいですから、区長と。区長は途中からお帰りになったと。いろいろ業務があるというのは、もう十分分かります。そこでどういうふうにやったのか。結局は、執行機関の担当者が答えようが何だろうが、区長がお会いして、それを返したということが、たとえ、どういう形態であろうと、区として、執行機関として答えたということなんで、そこを、もう一度、明確にお答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 副委員長ご指摘のように、区長と面会し、時間の関係もあって、限られた時間ということもあって、その場でご回答というよりは、後ほどご回答しているんですけども、繰り返しになりますが、区としての土地の重要性、あとは、区有地としての活用、その他を踏まえて、区としては解体を考えております。その上で、区としては、土地の活用を考えています。その上で、校舎については解体する方向で考えていますということをお返ししているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○佐藤施設経営課長 すみません。先ほどの麹町小学校の仮校舎としての部分の改修というようなご質問がございました。遅くなりまして、すみません。

○はやお副委員長 えっ。改修だと。

○佐藤施設経営課長 改修でございます。

○はやお副委員長 耐震ではなかったということ。

○佐藤施設経営課長 ええ。平成11年に、ご指摘のとおり、3億余りといったところで、工事のほうを行っているというところでございまして、その中で、耐震等は行っていないというところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

私も聞いていいですか。文化財について、はやお副委員長からもちょっとるるご質疑あったんですけども、永田町小学校が、当時の小学校としては、ちょっと特有の窓が大きいですか、そういった、何ですか、特別な設備というのがあるというのを伺いました。戦前的小学校建築の最後の集大成の建築の様々なエッセンスが全部盛り込まれている

建物ということなんですけれども、その当時に造られた建物というのは、もう本当に多分数校しか残っていない中で、それが全国的に次々と改築なり、解体なりされる時期があつたと思うんですけど、そういったときに、国とか文化庁みたいなところから調査とか、残す話とかという、そういった学会的な見地からいろんなアドバイスとか、そういった話というのはあったんでしょう。いわゆる、建て替えのタイミングになって、慌てて、これはどうするんだという話ではなくて、いろんな手順、手続というのが残すほうにもあるんだと思っているんですけど、そこについて、ちょっと何か分かることがあったら、教えていただけますか。

○小林財産管理担当課長 委員長ご指摘のように、この間の問合せですかね、状況ですけれども、国はもちろん、都や区、いずれの文化財関係の方たちから打診があったこともありますし、相談があったこともありますし、こちらからそういったものを申請したことも、お答えしたことも特にございません。なので、この間、閉校から30年たっていますけれども、そういったもので何か手続が行われたということはないかと思います。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、逆に、たらねばの話はあまりあれなんですけれども、ほかの建物とか、あるいはほかの何か文化財的なもので、うちはただ持っていただけだとしても、ほかの場所から、ほかの団体や官公庁から、おたく、それを持っているよねと。ちゃんと保護しているのとか、そういった確認とか、そういうことというのはあるんですかね。基本的には、やはり持ち主の意向が大きくて、客観的に文化的な価値があるものに対して、どこか客観的な機関から、これは守ったほうがいいよとかという、そういうのがあるかということなんですけれども。

○小林財産管理担当課長 全てを把握しているわけではないんですけども、殊、区有施設ですかね、区有施設に関しては、そういった打診なり、問合せなりといったことはないというふうに記憶しております。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに何か質疑ございますか。

○はやお副委員長 1点だけ。

結局、今、ほら、何ですかね、バブコメではないけれども、留保財産のことについての意見聴取みたいな、意見、何ということなんだっけ。

○岩佐委員長 意見照会。（発言する者あり）

○はやお副委員長 意見照会ね。やっていると。そのことについては、あくまでも、執行機関のこの前の説明のところでは、賛否を取るつもりではないんだと。そのところの意見を聞くんだということなんだけれども、この辺のところで、というのは何かといったら、もう意見を出し切ると、正副からすると、委員会運営からすると、そろそろという話も出てきちゃうんですよ。でも、そのところについて、今話せることがあるのか。いや、普通に丁寧にやるということになったら、この意見照会の報告を受けて、関係ないとはいながらも、その報告を受けて、そして、陳情者に返すというのが普通かなと、私は個人的には思っているんで、この辺のところは、どういう予定で、昨日、19日に締め切ったということですから、あ、今日か。今日、今日締め切ったということだから、正確なところは分からることなんでしょうけど、この辺というのは、今、どういうような進捗で

あって、そして、また、委員会のほうに報告ということについて、どういうふうに考えているのか。

○小林財産管理担当課長 副委員長ご指摘のように、本日が締切りとなっていますので、まだ途中経過ということになろうかと思います。意見照会するときの報告のときにも、賛否を問うものではありませんということと、数の多寡によって、それが影響するものではございません。あくまでも、資料やそういったものの保存に関して今後どうしていくかということを決定する際の参考にさせていただきたいということで、意見照会を行っているという旨のご説明をしたかと思います。

とはいえるんですけども、建物そのものに関すること等々、様々なご意見いただいていることは事実でございます。こういったことに関しましては、後ほど、ちょっとまだ集計中——あ、実施中なので、集計をした上でご報告する予定ではありますけれども、趣旨としては、そういう資料の保存に関する参考にしたい。だけれども、こんな意見も寄せられていますというような形でお示しできればいいかなというふうには考えているところでございます。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますかね。ありませんですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ちょっと質疑がこれで、そうですね、なければ、本陳情に関する質疑の時間は終了させていただきたいと思いますけれども、この陳情に対して、皆様から意見とかはまだございますか。

○秋谷委員 いいですか。

今、陳情者との懇談を踏まえた上で、永田委員、のざわ委員、はやお副委員長、岩佐委員長から質疑が多くございました。それを含めた上で、委員会として、全員一致でまとめられるのであれば、委員会集約して執行機関へ申入れをしたらどうかなと思います。それに関しましては、正副委員長から案文などをご提案いただければ助かるなといったところですが、どうでしょうかね。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ただいま秋谷委員から、ちょっとるるいろいろご質疑、そして、答弁の中で分かったこと、そこから、執行機関への申入れも含めて、皆さんのご意見をまとめたいと思いますので、じゃあ、ちょっと暫時休憩をさせてください。

休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時31分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

再開前の——あ、失礼しました、休憩前に、秋谷委員のほうから、委員会集約できなかということで、案文の取扱いをしっかりと確認してまいりました。

送付7-31、旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情、送付7-32、文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情、送付7-38、旧永田町小学校校舎の解体中止および保存・活用を求める

陳情書、送付7-39、永田町小学校解体を決定する前に、保存活用と解体を比較する調査を求める陳情。送付7-40、旧永田町小学校、幼稚園校舎の文化財価値に関する調査を求める陳情、本件5件の陳情の取扱いについては、11月7日、そして12月5日、当委員会で審査し、昨日は正副委員長で陳情者にお話を伺った上で本日の審査を行いました、慎重かつ丁寧に対応してまいりました。この間、委員の皆さんからそれぞれ質疑を頂きまして、陳情審査を通じて、様々確認させていただきました。こうした経過を踏まえて、本陳情については質疑が出尽くしたと思いますので、以下、正副委員長で皆さんに確認させていただきました、この集約した案文を読ませていただきます。

旧永田町小学校等の校舎につきましては、新たな土地の入手が困難な千代田区において、将来の行政需要に対応していくためには、区有地の最大限の有効活用が必要であることから、解体はやむを得ないという点、執行機関側の庁内手続として、区有地等活用検討会を経て首脳会議で決定してきており、適正な手続きを踏むとともに、記録や資料の残し方について広く関係者の意見照会を行っている点を確認したうえで、歴史的、文化的価値があるという陳情者の意見を踏まえ、次の5点について執行機関に申し入れます。

①学校や校舎の文化的、歴史的価値等を丁寧に整理、記録し、それらの価値を後世に引き継ぐ方策を検討する等適切に対応すること。その際、学識経験者等の専門家の知見を得るとともに、引き続き広く関係者の意見を聴き、その内容を尊重すること。

②記録にとどまらず、土地に定着しない校舎の部材についても、残し方を工夫するなど、引き続き検討すること。

③今後の施設整備に当たっては、環境配慮に努めること。

④校舎解体の判断に至った経緯や理由について、区民等の関係者への情報提供に努めること。また、その後の敷地については、行政需要を踏まえるとともに、区民ニーズを十分に把握し、できる限り速やかに検討を進め、真に区民のためになる活用を図ること。

⑤土地の貴重な本区における地域特性を踏まえ、土地の売却や売却と同様の効果を及ぼすような長期の貸し付けを行わないこと。

企画総務委員会として、以上の点を集約し、執行機関に申し入れることといたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

以上をもちまして、本陳情の審査を終了することといたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、送付7-31、32、38から40の5件の陳情審査を終了し、日程1の陳情審査を終了いたします。